第二十三条の二第一項	譲渡会社	譲渡者
	譲受会社	譲受者
	事業	事業又は営業
第二十三条の二第二項	譲受会社	譲受者
	譲渡会社	譲渡者
	事業	事業又は営業
第二十三条の二第三項	譲渡会社	譲渡者
	譲受会社	譲受者

第五条の二の八を第五条の十二とする。

第五条の二の七中「ついて会社法」の下に「第八百三十五条第一項、」を加え、同条の表第八百三十六条第一項の項の前に次のように加える。

第八百三十五条第一項	本店	主たる事務所

第五条の二の七を第五条の十一とし、第五条の二の六を第五条の八とし、同条の次に次の二条を加える。

（総代会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の九　法第四十五条第三項の規定において同条第二項の場合について会社法第八百六十八条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八条第一項	本店	主たる事務所

（総代会検査役選任請求権について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の十　法第四十七条第三項の規定において同条第一項及び第二項の場合について会社法第八百六十八条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八条第一項	本店	主たる事務所

第五条の二の五を第五条の七とし、第五条の二の四を第五条の六とし、第五条の二の三を第五条の五とし、第五条の二の二を第五条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（社員総会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の四　法第三十八条第三項の規定において同条第二項の場合について会社法第八百六十八条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八条第一項	本店	主たる事務所

第六条の二中「ついて会社法」の下に「第三百四十二条の二第三項及び」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同条の表第三百四十五条第五項の項の前に次のように加える。

第三百四十二条の二第三項	第二百九十八条第一項第一号	保険業法第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する第二百十八条第一項第一号

第七条の四第一項の表第八百五十条第四項の項中「第五十五条、」の下に「第百二条の二第二項、第百三条第三項、」を、「第百二十条第五項」の下に「、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を加える。

第八条の四中「第二百九条第一号」を「第二百九条第一項第一号」に改める。

第九条の五の表第八百二十四条第一項第三号の項中「第五十三条の二十四第三項」を「第五十三条の二第二項」に改める。

第十二条の二の表第二百七条第八項の項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第九十六条の四の規定において同条において準用する会社法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて同法第八百四十九条第三項及び第八項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第三項	、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等	又は株式交換等完全親会社
	、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	又は当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社
第八百四十九条第八項	規定及び前項の最終完全親会社等が株式会社の発行済株式の全部を有する場合における同項の規定	規定
	これらの	同項の

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（出資の履行を仮装した組織変更時発行株式の引受人の責任について準用する会社法の規定の読替え）

第十二条の二の二　法第九十六条の四の二の規定において同条において準用する会社法第二百十三条の二第一項の規定による支払又は給付を求める訴えについて同法第八百四十九条第三項及び第八項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第三項	、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等	又は株式交換等完全親会社
	、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	又は当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社
第八百四十九条第八項	規定及び前項の最終完全親会社等が株式会社の発行済株式の全部を有する場合における同項の規定	規定
	これらの	同項の